

埼玉県中小企業制度融資 基礎研修会

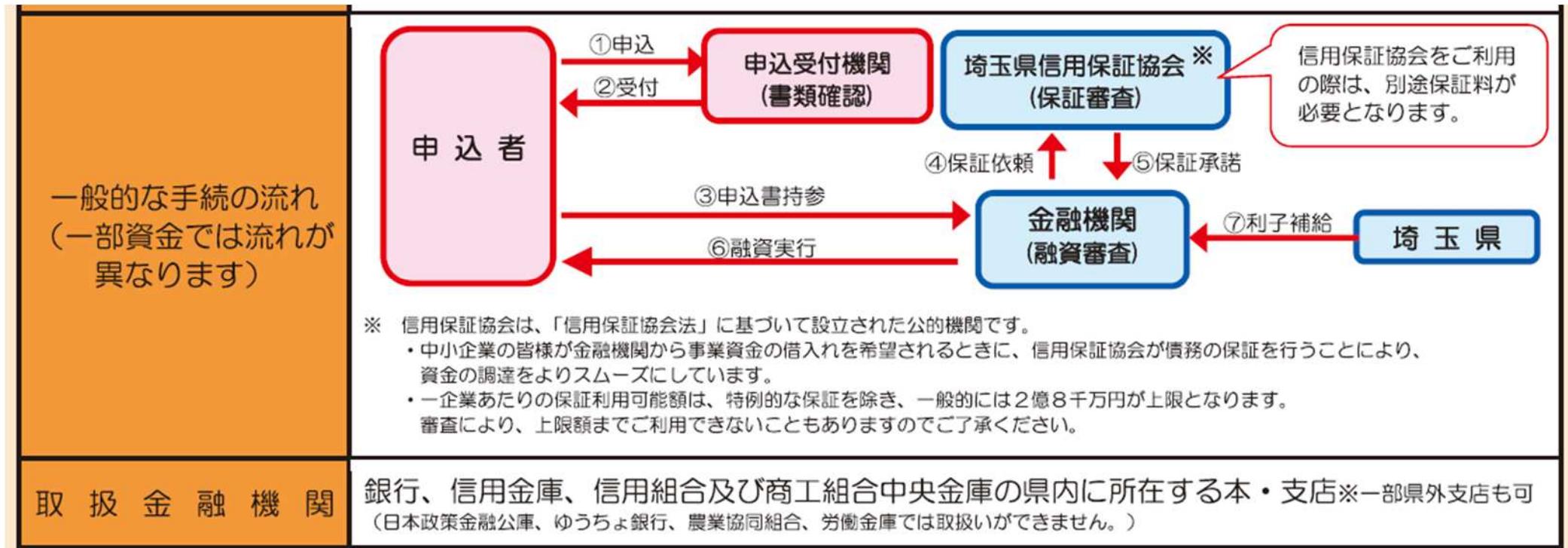
産業労働部 金融課

本日の内容

- 1 制度融資の仕組みと手続の流れ
- 2 資金メニューについて
- 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について
- 4 受付・融資実行にあたっての留意事項
- 5 個別資金の概要、留意点
- 6 県ホームページの掲載内容について

1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」p.2から抜粋)



2 資金メニューについて

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」p.3から抜粋)



3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引（抜粋）」参照)

- 融資利率は中小企業者が借り入れる際の最大利率（この範囲内で金融機関が設定する。）
- 金融機関が受け取る利率は 融資利率 + 県からの利子補給率（いずれのメニューも最終的に金融機関の受け取る利率に差はほとんどない。）

埼玉県中小企業制度融資一覧表

令和5年4月1日時点

資金名	利 率 (年以内)				相同期間 <融資期間(以降)・償還方法>	相 度 額 (以内)	信 承 保 - 保証料(年%以内)	利子 補給率 (%)	責任 共有	融資額 (億円)	資 金 名
	1年以内 (～12か月) ①一般貸付	1年超 (13ヶ月～ 36ヶ月) ②短期貸付	5年以内 (37ヶ月～ 60ヶ月) ③小規模事業資金 〔(2)(2) 営業拡大(再開拓・販路開拓)・ 【経営革新企業特例を適用する場合】〕	10年以内 (61ヶ月～ 120ヶ月) ④起業家賃貸資金							
事業資金 ①一般貸付	1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 1年以内 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 6,000万円(定期預約) 運転 2,000万円(定期預約) △18ヶ月(定期預約) △6ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.64	0.1	○	300	① 一般貸付
事業資金 ② 短期貸付	1.1% ←信用保証付き	1.5% ←信用保証なし			運転 1年以内 △18ヶ月(定期預約)	信用保証料 2,000万円 △信用保証料 5,000万円 (定期預約)	付する(付する) 0.45～1.64	0.475 0.075	○	200	② 短期貸付
小規模事業資金 ③ 〔(2)(2) 営業拡大(再開拓・販路開拓)・ 【経営革新企業特例を適用する場合】〕	1.4%	1.5%	1.6%		設備 10年以内 運転 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	2,000万円 △2,000万円(定期預約)	付する 0.50～1.76 (SNL～0.80)	0.1 0.2	×	300	③ 小規模事業資金 〔(2)(2) 営業拡大(再開拓・販路開拓)・ 【経営革新企業特例を適用する場合】〕
④ 起業家賃貸資金	1.0%	1.1%	1.2%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 3,500万円 運転 3,500万円(定期預約) △2,000万円(定期預約)	付する 0.80 (定期預約)	0.5	×	100	④ 起業家賃貸資金
⑤ 設備投資促進資金 【カーボンニュートロジー事業再構築案件】	1.1%	1.2%	1.3%	1.5% 〔土建・機械等〕	設備 10年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) 運転 1年超 7年以内 △2年(定期預約)	計額 1億5,000万円(土建・建物 2倍) 運転 5,000万円(定期預約) △18ヶ月(定期預約) △6ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.64 (定期預約料率 0.77)	0.5 0.6	○	250	⑤ 設備投資促進資金 【カーボンニュートロジー事業再構築案件】
⑥ 経営革新計画促進貸付	1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円(定期預約) 運転 1億円(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	付する 0.77	0.5	○	50	⑥ 経営革新計画促進貸付
⑦ 事業承継特別貸付	1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円 運転 1億円 △18ヶ月(定期預約)	付する 0.20～1.15	0.5	○	50	⑦ 事業承継特別貸付
⑧ 事業承継支援貸付	1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円 運転 1億円 △18ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.64	0.3	○	50	⑧ 事業承継支援貸付
⑨ 社会貢献事業等優遇貸付	1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) 運転 1年超 7年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円 運転 1億円 △18ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.64	0.3	○	50	⑨ 社会貢献事業等優遇貸付
⑩ 海外投資貸付	1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.64 (海外投資料率 0.91)	0.3	○	50	⑩ 海外投資貸付
⑪ 産業創造資金 産業立地貸付	信 承 保 付 → 1.4%	1.5%	1.6%		設備 1年超 12年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	付する 0.45～1.59	0.2 0.1	○	50	⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
⑫ 大臣指定等貸付 SNL付与→ 1.2%	1.2%	1.3%	1.4%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 8,000万円(定期預約) △8,000万円(定期預約)	付する 0.80 (SNL付与 0.68)	0.4	× SNL付与	400	⑫ 大臣指定等貸付
⑬ 知事指定等貸付 [改正規則第2条(2)(イ)・津村料適用高額貸付]の場合は	1.2%	1.3%	1.4%		設備 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 8,000万円(定期預約) △8,000万円(定期預約)	付する 0.45～1.59 (定期預約料率 0.68)	0.4 0.7	○	400	⑬ 知事指定等貸付 [改正規則第2条(2)(イ)・津村料適用高額貸付]の場合は
⑭ 伴走支援型経営改善資金 △信託人負担 3%付与(信託料付与)の場合は	0.9%	1.0%	1.1%	→SN4号 →SN5号	設備 1年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 1億円 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	付する 0.2～1.15		×	1000	⑭ 伴走支援型経営改善資金
⑮ 経営あんしん資金	1.4%	1.5%	1.6%		運転 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 8,000万円 △8,000万円(定期預約)	付する 0.45～1.64	0.2	○	200	⑮ 経営あんしん資金
⑯ 企業パワーアップ資金		金融機関所定利率			設備・運転 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	計額 8,000万円 △8,000万円(定期預約) △8,000万円(定期預約)	付する 0.45～1.59 (SNL付与 0.68)	-	○ SNL付与 △8,000万円(定期預約)	200	⑯ 企業パワーアップ資金
⑰ 債換資金(再債務化)		金融機関所定利率			運転 1年超 10年以内 △18ヶ月(定期預約) △18ヶ月(定期預約)	1億円	付する 0.45～1.64 (SNL付与 0.68)	-	○ SNL付与 △8,000万円(定期預約)	500	⑰ 債換資金(再債務化)

4 受付・融資実行にあたっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~24を参照)

保証対象事業者の条件		審査によって判断する場合の取扱いを定めたものです。	
原則として次の1から9の全てに該当することが原則で中小企業倒産の対象者条件です。			
1 保証対象事業^①に属する事業を営む中小企業者^②及び中小企業組合^③であること（下記参照）。			
2 中込日以後1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業（日本農業生産年報「分類別」が同一）を営んでること。（県外から移住・中止において新規の事業所を有している場合については、県外での営業を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでること。）			※Q&A: 1-12-1-18
<p>【例外】・施設の運営会社、施設運営会員（同上）の運営会員等（大規模施設運営会員）災害復旧事業者、料金支拂用機器、料金支拂用機器等（同上）等特別な災害復旧事業者、住宅用等特別な災害復旧事業者、被災小規模事業者等の1年以内。</p> <p>・設置料金の支拂用機器（同上）、施設運営会員（災害復旧申請者）又は、施設運営会員（災害立地割りの1回目、1年内1回目）は該当。</p>			
3 事業校（法定実権以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税）を満たしていないこと。			
4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。			
5 保証団体会員の保証を受けて会員組織からの融資を受けている場合は、当該金利削減に対する償還がなく、かつ、保証団体会員の代位弁済による求償債務を負担していないこと。			
6 保証団体会員の保証残高が、保証限度額を超えないこと。（信用評定に対する場合）			
7 手形交換所等の取引停止処分でないこと。			
8 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他の加害者が適当でないと認めた者に該当しないこと。			
<ul style="list-style-type: none"> * 1：保証代理事業者 農林水産省、金融庁、学校法人、未登法人等を除く、一般にいう商工業のほとんどの業種が対象になります。 ※Q&A: 1-12-1-29 			
<ul style="list-style-type: none"> * 2：中小企業者 資本金の額、出資の範囲、又は都道府県の登記簿（常用監用者とそれに準ずる監用監用者）登記のないもの又は法人登記に該当する個人、会社（主夫を含む）、個人を主とする個人、NPO法人等。 ※Q&A: 1-12-1-11 			
種 類		資本額 引当額の範囲	従業員数
<ul style="list-style-type: none"> ■ 資本額が1億円以下、契約額、地代等、不動産賃料、借入金、賃貸料等のうち、銀行等の専門機関による融資額（区分計上（分類別）・情報開示書類（第Ⅲ類）第Ⅳ類） ■ 資本額を上回る土地等を付す法人、（登記簿の登記） ■ 小規模会員（地主様、地主会員、扶助会員、前二者に付す法人、） ■ 会員会社 ■ 小型企业 ■ 会員会社等 ■ 法人登記の有り（登記簿の登記） ■ その他 			
		3億円以下	300人以下
			300人以上
		1億円以下	100人以下
			100人以上
		5千円以下	100人以下
			200人以上
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法による「中小企業」の範囲に該当する場合あり ・資本額が過度に低い、開業後も過度の利益を超えている場合、開業後強制化率 			
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用のためのソーシャルアシスタント登録者登録申請に該当しないので、NPO法人についての登録が必要 ・以下登記会員 ■ NPO法人と登記会員 			
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模会員、出資の範囲、常用監用者登記簿の登記、常用監用者登記簿等の登記簿の登記を行なう。 ・NPO法人登記は「NPO法人登記規則」 			
<ul style="list-style-type: none"> * 3：中小企業組合 中小企業者が事業の収益を回るために組合する場合で、組合はその構成員の三分の二以上が保証対象者に該当する事業を行うもの 			
種 類		内 容	
小規模会員		資本額が1億円以下のものとし、契約額、地代等のうち、銀行等の専門機関による融資額	
小規模会員等		■ 地主様の登記の有り法人、登記簿の登記	
小規模会員等		■ 地主様の登記の有り法人、登記簿の登記	
小規模会員		契約額のうち、地主様の登記のための法人登記不適格の場合は区分計上	
小型企业		登記簿の登記の有り法人、登記簿の登記	
小型企业		登記簿の登記の有り法人、登記簿の登記	
会員会社等 ■ 法人登記の有り（登記簿の登記）		会員会社等 ■ 法人登記の有り（登記簿の登記）等を行うための登記	
会員会社等 ■ 法人登記の有り（登記簿の登記）		会員会社等 ■ 法人登記の有り（登記簿の登記）等を行うための登記	

■資金成り会 ■資金によって割合で構成する割合を簡単に表す方法です。

1 連転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、月次計上を要し実績測定を行うものの、運営費は、「設備資金」、実績測定しない算出にて、月次計上しない費用の充てに必要な運営費は、「運営資金」として区分しています。

■運営資金（運営計上を要し実績測定を行ふもの）の一覧

- ・施設開発費（所保法施行令第8条）
 - ①建物及びその他構造物 ②機械及び装置 ③備品 ④在庫 ⑤車両及び機器類 ⑥工具、器具及び備品 ⑦未収賃金を除く（特許料・ソフトウェア・著作権等）
 - ・土地建物等の借賃に伴う保証金及び敷金（償還安定資金（大枠指定等・知事指定等）災害復旧開発を除く）

(2) ロードマップを示した運営資金の整理手順

*Q&A: 1-42~1-52

2 融資対象とならない資金用途

(1) 設備資金

[+] ×**土地取得資金**（新設開拓資本に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例】・中小企業等が事業資金（一般貸付）を利用する場合
 - 設備投資促進資金（新設開拓等の場合）
 - 土地新設資金（事業手続大綱届け又は事業手続書類届け）で事实上不可欠な建物が存在する場合
 土地・経営未済円滑化法の認定を受けた土地の場合
 - 廉価新設資金（新設立地等）の一部

[2] ×住宅（住宅・寮舎等）

[3] ×機械設備資金（新設開拓資本に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例】・廉価新設資金（事業手続大綱届け）の対象者要件における経営未済円滑化法の認定を受けた施設等
 - 廉価新設資金（海外移転貸付）における海外法人への出資資金

[4] ×乗用車取得資金

「3・5・7」オートバイの借用並びに、乗用車添付の「3」ナンバー持主は、原則に事業用に供されることが原則でないため、原則として新設開拓の対象外となります。中古車販売等の場合は車検定で確認し、車検証がない場合は見廻査やカタログ等で確認してください。オートバイも、原則事業用の登録料が付けるなど明らかに事業用の形態のものだけは対象外となります。

※乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗用車長1.0m以下の普通自動車

大宮  **42-49**

対象外

分類番号		白事業の種別による分類番号
普通	高均白燃車	1、10-12、100-122
	低均白燃車	2、20-22、200-222
小型	高均白燃車	3、30-32、300-322
	低均白燃車	4、40-42、400-422 5、50-52 5、50-52、500-522 7、70-72
その他	軽均白燃車	8、80-82、800-822
	大型低均白燃車	9、90-92、900-922
	大型均白燃車のうち低均白燃車	0、00-02、000-022

【例】

- ・若者新規登、自動車新規登の新規用車両（タクシー、介護用車両）
- ・自動車新規登の運営資金（レンタカー）
- ・介護施設の運営用車両

※車両登録料は、軽自動車の登録料は車両手数料、老人福祉・介護運営、障害者福祉手数料が付加料金は対象外に算入。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど大変を考慮して認められるため、原則的に対象としています。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.31~34を参照)

③ 小規模事業資金

小
規
模
事
業
資
金

■融資対象者の要件

次の全てに該当する小規模企業者(組合を含む)※NPO法人は対象外

●主な業種・組合の規模要件

主な業種・組合	従業員数
■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製版・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業、飲食業 ■企業組合(その事業に従事する組合員数)・協業組合	20名以内
■商業、サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗剤・染物業(リース)店等)、医療(個人診療所)・保健衛生業(接骨院・整体等)、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業(税理士・建築土木事務所等)、産業施設運営業、その他の事業ナース業(看護ナース等)、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合(組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの)	5名以内(園場・サービス業は2名以内)

1 p.3に記載の■融資対象者の要件■～5、7、8に該当すること。

2 保証協会の判断がある場合、既存の保証付き融資の残高(担保証、当座貸越等の権度額がある保証についての権度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途

設備資金 店舗の改修又は機械設備の購入等に必要な資金

商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金用途は、融資対象になりません。 p.3

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、起業資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金

× 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 × 申込者が以外に使用する設備のための資金

× 賽道構造又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6ヶ月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象)

■融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
		設備・運転併用の場合は、合計2,000万円
利率	年1.3%～1.6%以内(融資期間、利回りにより異なる) □選択 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年末満了者の特例あり	
期間・償還方法	10年内 (1年内償還 元金均等月額償還) ※償還期間1年内の場合、一括償還も選択可	7年内 (1年内償還 元金均等月額償還) ※償還期間1年内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人: 不要 法人: 原則として、代借者以外の連帯保証人は不要 付ける [保証料 年0.5%～1.76%以内 特別小口保険利用(個人に限る。)の場合は年0.80%以内]	
信用保証	必要(省略できるケースあり) □選択	
現地調査		

■受付機関

申込者の事務所が所在する地区的商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、認証書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式3.1)を受付機関に提出し、資金便道についての確認を受けること。

受付機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機間に提出すること。

■申込みに必要な書類 ■ それぞれの書類の提出先: p.7、8

1 基本書類: p.7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(21)と同様。 受付機関は申込み記入欄にチェック 「※2保証期間の要・不要」 □選択 「※3契約別口開設の利用の有無」 □本ページ下部	1部(原本)
2 本資金の利用に係る必要書類 (1) 納税證明書記載事項等の照会に関する同意書(様式4) (2) 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5) ※(1)(2)については取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税證明書(法定業種以外の事業を営む場合を除く) b 県民税及び市町村民税の納税證明書(事業税の税額がある場合を除く) 2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1)	1部(原本) 1部(原本)
3 経営革新企業の特例を受ける場合 (1) 経営革新計画に係る承認書の写し 2部	2部
4 現地調査が必要な場合 □選択: p.25 受付機関は現地調査報告書(様式26)を作成 (原本1写し1を密封し申込者住所へ取扱金融機関に提出。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付)	3部(原本1写し2)
【事業所形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】 (1)a (事業所が自己所有の場合) 建物所有者を確認できる書類の写し 例: 建物登記事項證明書、固定資産税納税通知書又は建物の権利證明書等 b (事業所が自己所有でない場合) 貸賃借契約書の写し等 (2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し (3)を確認できる部分) (3) 取引による契約書、取引先登録証の伝票類(発注書・領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し (取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち複数の枚数程度) 2部 2部 2部 2部	2部 2部 2部 2部

小
規
模
事
業
資
金

○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

令和5年度から、保証協会の各部支店に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。
※ご相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

○特別小口保険の利用について

小規模事業資金(小規模事業資金の借換制度)の利用を希望する個人事業者は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。(※県制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。)

■要件① ■ 事業税の納税證明書で、課税額があり、かつ完納していること。
(税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。)

■要件② ■ (事業税の課税額がない場合)「県民税及び市町村民税の納税證明書」で、所得割の課税額があり、かつ完納していること。
(所得割の税額が審査者持続・審査(夫)控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。)

■要件③ ■ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「□有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄※3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「□不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口審査企業保証による小規模事業資金の利用(保証料が異なる。)等を検討すること。

※ なお、①②共に、既設の委託の申込日以前1年内に複数回納期が別途している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当全ての完納を確認できる証明書が必要。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.37~38を参照)

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者(開業後又は会社設立後5年未満の者を含む)で、次の全てに該当するもの
1 次のア～オのいずれかに該当すること。※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア【創業者(開業前)】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

- (ア)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内(後)に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの
- (イ)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内(後)に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの
- (ウ)自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社(分社化)

※ 認定特定起業支援等扶助による支援を受けた者は(ウ)に該当

イ【新規中小企業者(会社設立・開業後)】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの

- (ア)開業後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの
- (イ)設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの
- (ウ)他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社(分社化)

ウ 上記(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の発展により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から算して5年を経過していないもの

※ 「開業」とは、常利を目的とした事業を次第継続して始めることであり、必要な許認可等を得ていることが前提となります。
形式的に開業届を出しただけで、事業を実質継続していると認められない場合は、開業とはなりません。

<開業の具体例> 休憩所運営、工事の施工場所

エ【再挑戦支援保証】 申請前に保証協会に提出いただくこと

ア(ア)、イ(ア)、イ(イ)又はウのいずれかに該当しかつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社

(ア)過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化(業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう)により廃止してから5年未満の者

(イ)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日(商業登記簿謄本の解散事由が発生した日)において当該会社の業務を執行する役員(社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない)であった者で解散の日から5年未満のもの

オ【スタートアップ創出促進保証】

ア(ア)、イ(イ)、イ(イ)又はウのいずれかが、(保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。)に該当するもの

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■3～8に該当すること。

・納期延滞未済の場合、納税要件に該当不^該

・再挑戦支援保証利用の場合、未償債務を負担しても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改修又は機械設備の購入等に必要な資金 建築物の建築・取得についてはp.54 Q&A-11参照
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 ■p.2

× 借入金の返済、特別に充てる資金、プロジェクト資金、仮貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
× 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であつて支払済みでない設備にかかる資金は対象) 等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額 ★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利率	年1.0～1.2%以内(審査期間により異なる) 一括 ■p.1	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内償還 元金均等月額償還)	1年超7年以内 (1年以内償還 元金均等月額償還)
担保	不要	
保証人	個人: 不要 法人: 原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ※スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料 初業間連保証及び再挑戦支援保証 年0.80%以内 スタートアップ創出促進保証 年1.00%以内)	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ■p.25	

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金(新規事業創出交付・独立開業資金)、女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援交付)の残高も算入するものとします。

■受付機関■

申込者の事業所(予定地)が所在する地区的商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……融資資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、延滞書類とともに埼玉県中小企業制度融資権限完了届(様式1)を受付機関に提出し、資金用途についての確認を受けること。

収款金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機関に提出すること。

(スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合) スタートアップ創出促進保証制度に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■申込みに必要な書類■ → それぞれの書類の提出先: p.7、8

1 基本書類…p.7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(21)と同様	
・受付機関の法定資本額の5%以上を入力チェック 「※2認可書類の要・不要」 ■p.25	
・認可書類が必要な場合、受付機関は認可書類提出書(様式2)を作成(原本1写し)を窓口用印鑑欄にて捺印(複数枚提出の場合は、各枚公印を捺印して原本1を窓口用印鑑欄へ捺印)	3部(原本1写し2)
・1期別の税理師監査又は決算書が終了していない場合、確定申告書(決算書)は不要	
・税理師監査していない場合、税理師監査書は不要	
・基本書類(18) 定款の写しが必須となります。御注意ください。	

2 本資金の利用に係る必要書類(申込条件に応じ添付)	
(1) (要件アからエまで算又は確定申告が終了していない場合) 創業・再挑戦計画書(様式8-1) …	2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1)
(2) (要件オの場合) 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用) …	
(3) 確定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 …	2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1)
(4) 以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要) 資格要件申告書(様式8-2) …	
(5) 廉潔届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(ア) 要件の場合のみ必要) …	2部
(6) 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ) 要件の場合のみ必要) …	2部

起業家
育成資金

個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引（抜粋）」p.91～93を参照)

⑬ 伴走支援型経営改善資金

■融資対象者の要件

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

1 次のア～ウのいずれかに該当し、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定したもの（国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を付するものに限る。） ■セーフティネット保証制度・認定基準:p.89

ア セーフティネット保証4号の認定を取得した者

イ セーフティネット保証5号の認定を取得した者

ウ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者
- (イ) 最近1か月の売上高絶利益率が前年同月の売上高絶利益率と比較して5%以上減少している者
- (ウ) 最近1か月の売上高絶利益率が直近決算の売上高絶利益率と比較して5%以上減少している者
- (エ) 直近決算の売上高絶利益率が直近決算前期の売上高絶利益率と比較して5%以上減少している者
- (オ) 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
- (カ) 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
- (キ) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

2 p.2に記載の ■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

・上記対象者要件ア、イ、ウ(ア)、ウ(イ)又はウ(オ)に該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、p.2に記載の ■融資対象者の要件■2に該当することを要しない（創業間もない事業者に対する国・県の特例措置があるため）。

■資金使途

設備資金及び運転資金（要件1ア及びイについて、経営の安定に必要な資金に限る。）

※運転資金には申請時ににおいて融資実行日から1年以上超過している融資対象資金が措置えに要する資金を含む
★ 調査の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の借換対象資金及び融資期間1年内で借りた小規模事業資金の借換えによる資金を含めることができます。

★ 元金の償還期間中の資金でも借換可能です。

★ 融資資金を借り換える場合、資金使途は融資資金となります。

★ 資本金使途は、融資対象となりません。 ■p.2

× 納税に充てる資金、プロジェクト資金、起業資金

× 土地、建物、機械、車両等の取得資金、× 既存に違反する設備及び既存に設置する設備のための資金

× 申込者以外が使用する設備のための資金、× 設置済み又は支払済みの設備の設備のための資金、等

■借換対象資金（⑩～⑯は廃止資金）

以下に掲げる資金（最長融資期間（分）を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く。）

- ①事業資金（期初貸付金を除く、業界改善企業制度対象として融資されたものを含む）
- ②小規模事業資金（借換制度によるものを含む（再借換を除く））
- ③起業家育成資金
- ④設備投資促進資金（企業成長設備資金、企業成長サポート資金として融資されたものを含む）
- ⑤産業創造資金
- （エヌルバー対象資金融資、チャレンジ促進枠、省エネ設備枠、省電力資金、省資源削減促進融資、事業承継資金として融資されたものを含む）（保証付きに限る）
- ⑥経常安定資金
- ⑦伴走支援型経営改善資金
- ⑧経営あんしん資金
- ⑨借換資金（再借換を除く）
- ⑩緊急借換資金
- ⑪経営支援特別融資
- ⑫スーパーサポート資金
- ⑬新型コロナウイルス感染症対応資金
- ⑭女性・若者経営者支援資金（女性経営者支援資金として融資されたものを含む）
- （※）損失補償対象資金の場合は、損失補償契約の対象となる保証期間を含みます。

■融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	1億円	1億円 (借換の場合、既往借入金、必要に応じた新規融資資金及び既換時に支払う保証料相当額の合計を限度)
利 墓	要件1ア及びイ及びウのうち責任共有制度の対象除外の場合…年0.9～1.1%以内 要件1イ及びウのうち責任共有制度の対象の場合…年1.0～1.2%以内 (運営期間により異なる) ■p.89	設備・運転併用の場合は合計1億円
期間・償還方法	10年以内 (5年以内償還、元金均等月賦償還) ※運営期間10年内の場合、一括償還不可	
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応 ^{※1} を適用する場合は法人代表者の連帯保証は請求しない	
信 用 保 証	付する。信用保証料は以下のとおり。 要件1ア及びイ…年0.2%（運営者保証免除対応を適用する場合を含む。） 要件1ウ…年0.2～1.15%（運営者保証免除対応を適用する場合を含む。） ※ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料につきましては、 要件1ア及びイ…年0.85%（＊） 要件1ウ（責任共有制度対象除外の場合）…年0.45～1.9%（＊） 要件1ウ（責任共有制度対象外の場合）…年0.5～2.2%（＊） ※運営者保証免除対応を適用した場合は各0.2%上乗せ	

（注）セーフティネット保証4号で認定を取得しても、責任共有対象資金が責任共有対象外資金として借換えることはできません。ただし、新型コロナウイルス感染症による危機緩和保証の指定期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日）にセーフティネット保証5号で保証協会が保証申込受付し、かつ融資実行された既往借入金については、責任共有対象外資金として借換え可能ですが、また、既往借入金が責任共有対象外の資金の場合、セーフティネット保証5号又は一般保証の利用であっても責任共有対象外資金として借換えが可能です。 ※下記「借換え考え方」参照

※1 次の①及び②を満たす場合は、経営者保証を免除する。

①最近の決算書が資本超過であること。

②法人と代表者のとの関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賃与・配当、オーナーへの賃付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

（参考）借換え考え方

既往 借入金	借換え内容	伴走支援型経営改善資金（第II）の対象者要件		
		4号	5号	一般保証
責任 共有 対象	真木あり		×	○ ○
	真木なし	×	○ ○	責任共有対象 責任共有対象
危機復定期間 （R22）以外 の5号		○ ○	○ ○	責任共有対象 責任共有対象
		責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象
危機復定期間 中の5号		○ ○	○ ○	○ ○
		責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象
責任共有対象外	真木あり	○ ○	○ ○	○ ○
	真木なし	○ ○	○ ○	○ ○

○…借換え可 ×…借換え不可

※1 伴走支援型経営改善資金に限らず他の伴走支援型特別保証制度を利用する場合は次の考え方となります。

※2 危機復定期間：令和2年2月1日～令和3年12月31日

7 県ホームページの掲載内容について

「一般向けページ」と「関係機関向けのページ」を県ホームページにおいて公開

(1) 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture. The top navigation bar includes links for 'Top Page', 'Community and Environment', 'Health and Welfare', 'Shigoto and Industry' (highlighted in green), 'Culture and Education', 'Prefectural Information and Statistics', and 'Emergency Information'. Below the navigation is a breadcrumb trail: 'Top Page > Shigoto and Industry > Industry > Industry Support and Management Support > SME Program Financing'. On the left, there's a sidebar menu under 'Industry Support and Management Support' with links for gender equality, SME financing, overseas business support, business continuity plans, and small-scale business support. The main content area features a green header 'SME Program Financing' with a small leaf icon. The text below states: 'Saitama Prefecture is providing financial support to SMEs through various financial institutions such as local banks and Saitama Credit Guarantee Association, in cooperation with local chambers of commerce and industry.' A 'Notice' section contains two bullet points about notices regarding financial support for SMEs and responses from a multilingual AI chatbot.

【制度融資のご案内】（パンフレット）

制度融資の概要、各資金メニューの一覧等について記載した冊子〔紙媒体の配布及び県HPの公開〕

【資金メニュー別チラシ】

資金メニューの特徴や諸条件、必要書類等について記載したチラシ〔県HPの公開〕

【県指定様式集】

申込みに必要な各種様式〔県HPの公開（制度融資の手引にも記載あり）〕

The screenshot shows a search interface with a green header 'Search by Keyword'. It includes two radio buttons: 'Search by Keyword' (selected) and 'Search by Page Number'. Below is a text input field containing '4171' and a green search button with a magnifying glass icon. At the bottom right is a link 'Search Method'.

7 県ホームページの掲載内容について

(2) 関係機関向けページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture. At the top, there is a navigation bar with links to various departments like Health and Welfare, Employment and Business, and Culture and Education. Below the navigation bar, a specific page titled 'Relationship Agency Page [Regulation Revision Relation]' is displayed. This page contains information about interest rate changes for small and medium-sized enterprise loans and includes a multilingual AI chatbot feature. A blue arrow points from this page to the search results page on the right.

The screenshot shows the search results page of the Saitama Prefecture website. A search query has been entered into the search bar. The results list the 'Relationship Agency Page [Regulation Revision Relation]' as the top result. A blue arrow points from the search results back to the original page on the left.

【制度融資の手引】

関係機関向けに作成している各資金必要書類やQ & A等を記載した冊子〔県HPの公開〕

【関係機関向けの通知等】

制度融資要綱の改正通知や利子補給等に関する照会〔E-mail・FAX等の送信及び県HPの公開〕



ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課